

備前市議会議長 守井 秀龍 様

請願者 岡山市北区下伊福西町1-53
日本国民救援会岡山県本部
会長 花田 雅行
紹介議員 中西 裕康

請 願 書

1 請願の要旨

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正に関する意見書提出を求める請願

2 請願の趣旨

再審の規定は、刑事訴訟法506条のうちわずか19条しか書かれておりません。現在の再審法は、明治時代の旧憲法下で制定された法律が見直しされないまま今日に至り、今の時代に合わなくなっており、えん罪を救済する制度として不備があります。

再審制度の抱える問題点は2点あると考えております。

1点目は、検察官が捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。裁判所が、証拠開示の指示をしないと検察官は証拠の開示はしません。国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきです。

2点目は、検察官の抗告権（上訴）を禁止することです。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告（高裁へ）、特別抗告（最高裁へ）を行うことは許されません。検察官が不服を申し立てることで、救済が遅れたり取り消されたり、再審が有名無実化してしまいます。

3 請願事項

貴市議会において、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書の提出をお願いいたします。

1. 検察・警察が持っている未開示の証拠を全て開示すること
2. 裁判所が再審開始決定をすれば、検察に異議の申立てをできない制度にすること